

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- ……………（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）…一
- 東京都地域冷暖房区域の変更（二件）……………（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
- 知事指定薬物の指定……………
- ……………（福祉保健局健康安全部業務課）…五
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………
- ……………（建設局河川部指導調整課）…五
- 土地区画整理組合の理事の就任……………
- ……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…七
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…七
- 開発行為に関する工事完了（四件）……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…七
- 大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出……………

## 告示

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…七

○都市計画事業の施行（二件）……………

……………（建設局道路建設部管理課）…八

### ●東京都告示第三十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき道玄坂二丁目南地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 組合の名称

道玄坂二丁目南地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

令和四年一月十九日から令和十年一月三十一日まで

#### 三 施行地区

渋谷区道玄坂二丁目地内

#### 四 事務所の所在地

渋谷区道玄坂二丁目十番七号

#### 五 設立認可の年月日

令和四年一月十九日

#### 六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

#### 七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報等に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期

限

令和四年二月十七日

### ●東京都告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類

取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 令和四年一月七日

第一項第五号 月七日

道路の規定による

小金井市前原 延長  
町三丁目千六 六〇・八三  
百四十一番一、幅員  
千六百四十八 四・〇〇  
番三から同番  
五まで及び千  
六百五十四番  
一の各一部

### ●東京都告示第三十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）第十七条の十九第一項の規定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項において準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、次のとおり告示する。

この地図は東京都市圏R1/2500地形図(平成27年度版)を使用したものである。



### 別図

#### 大手町地域冷暖房区域

令和四年一月十九日  
 東京都知事 小池百合子

一 変更した地域冷暖房区域の名称  
 大手町地域冷暖房区域

二 変更内容  
 地域冷暖房区域の範囲(別図のとおり)

(一) 変更前  
 千代田区大手町一丁目、大手町二丁目並びに丸の内一丁目、中央区八重洲一丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目及び日本橋本石町四丁目の各一部

(二) 変更後

千代田区大手町一丁目、大手町二丁目並びに丸の内一丁目、内神田一丁目、内神田二丁目、中央区八重洲一丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目及び日本橋本石町四丁目の各一部

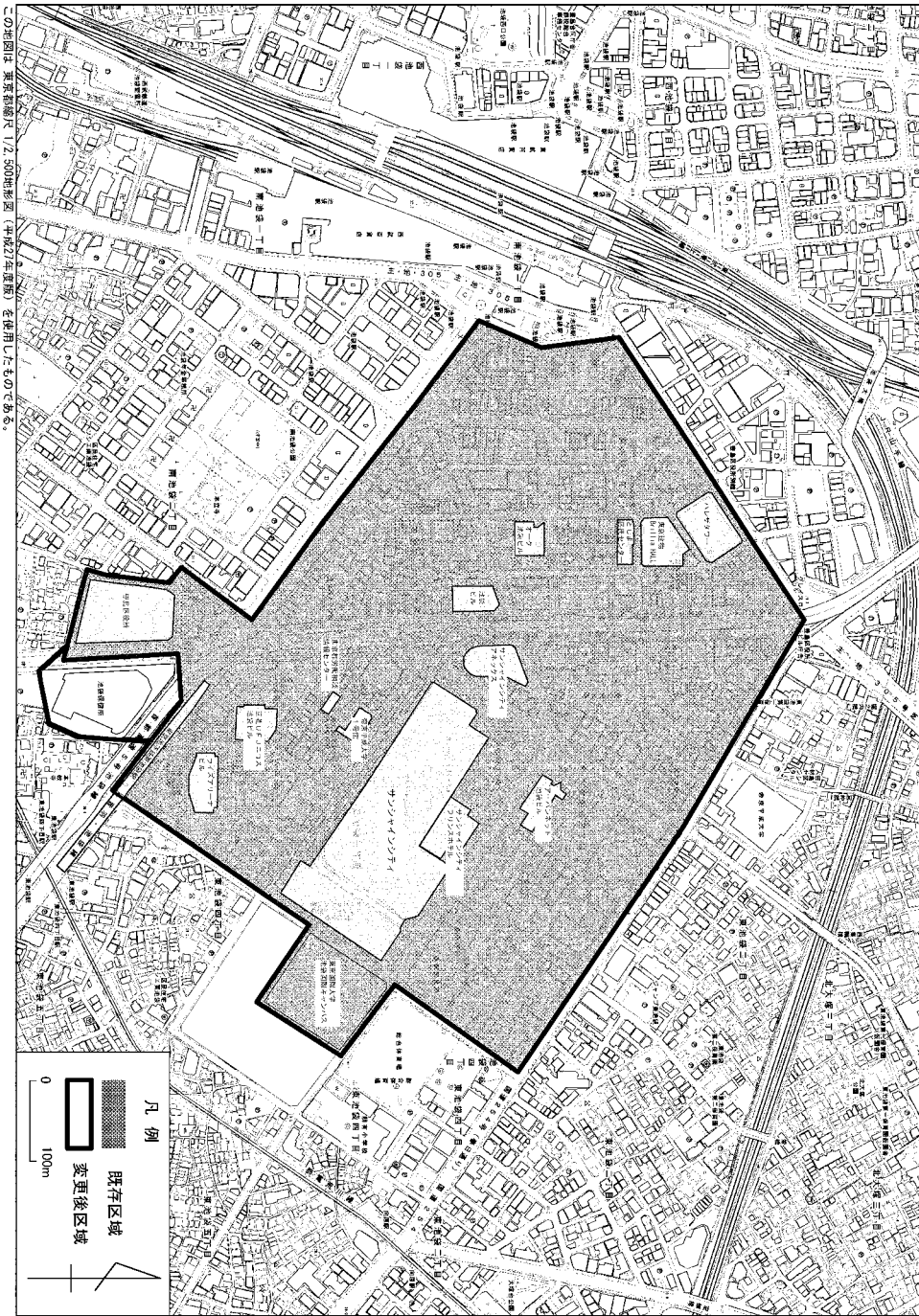
●東京都告示第四十号  
 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第十七条の十九第一項の規定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項において準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、次のとおり告示する。

別図

東池袋地域冷暖房区域

- 令和四年一月十九日  
 東京都知事 小池 百合子
- 一 変更した地域冷暖房区域の名称  
 東池袋地域冷暖房区域
- 二 変更内容  
 地域冷暖房区域の範囲（別図のとおり）
- (一) 変更前

- (二) 変更後  
 豊島区東池袋一丁目の一部、東池袋三丁目並びに東池袋四丁目及び南池袋二丁目の各一部
- 豊島区東池袋一丁目の一部、東池袋三丁目並びに東池袋四丁目及び南池袋二丁目の各一部



●東京都告示第四十一号

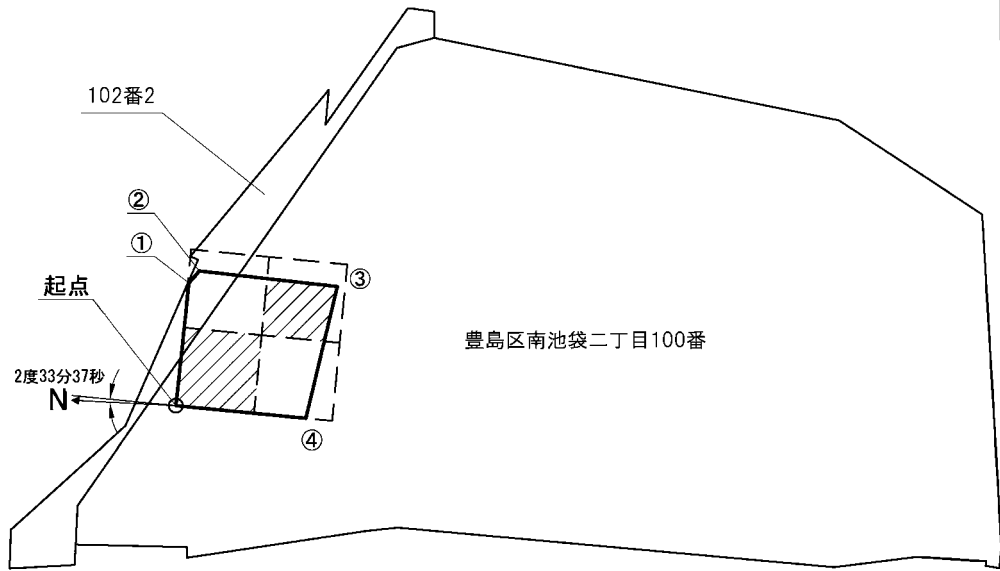
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区南池袋二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】  
 起点は、座標「X=-30347.848、Y=-10462.513」とする。  
 ※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

|   | X座標        | Y座標        |
|---|------------|------------|
| ① | -30348.696 | -10446.838 |
| ② | -30349.945 | -10445.229 |
| ③ | -30367.600 | -10446.295 |
| ④ | -30364.474 | -10463.256 |

【格子の回転角度 2度33分37秒】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十二号  
 東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和四年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和四年一月二十日

【別表】

|     | 化学名   | 通称名  |
|-----|---|--|
| (1) | 1- {1- [1-(4-プロモフェニル)エチル] ピペリジン-4-イル} -1, 3-ジヒドロ-2H-ベンゾ [d] イミダゾール-2-オン及びその塩類     | Brorphine  |
| (2) | 5- (シクロヘキシルメチル) -2- (2-フェニルプロパン-2-イル) -2, 5-ジヒドロ-1H-ピリド [4, 3-b] インドール-1-オン及びその塩類 | CUMYL-CH-MEGACLONE、CUMYL-CHMEGACLONE、CHM-SGT-151 |
| (3) | メチル=2- [7-アザ-1- (5-フルオロペンチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3, 3-ジメチルプタノアート及びその塩類          | 5F-MDMB-P7AICA                                   |

●東京都告示第四十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図書は、令和四年一月十九日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川の名称

多摩川水系一級河川三沢川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和四年一月十九日

三 廃川敷地等の位置

稲城市大字坂浜字三十九号二千九百四十三番三地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

別図表示のとおり

別図

多摩川水系一級河川三沢川廃川箇所図

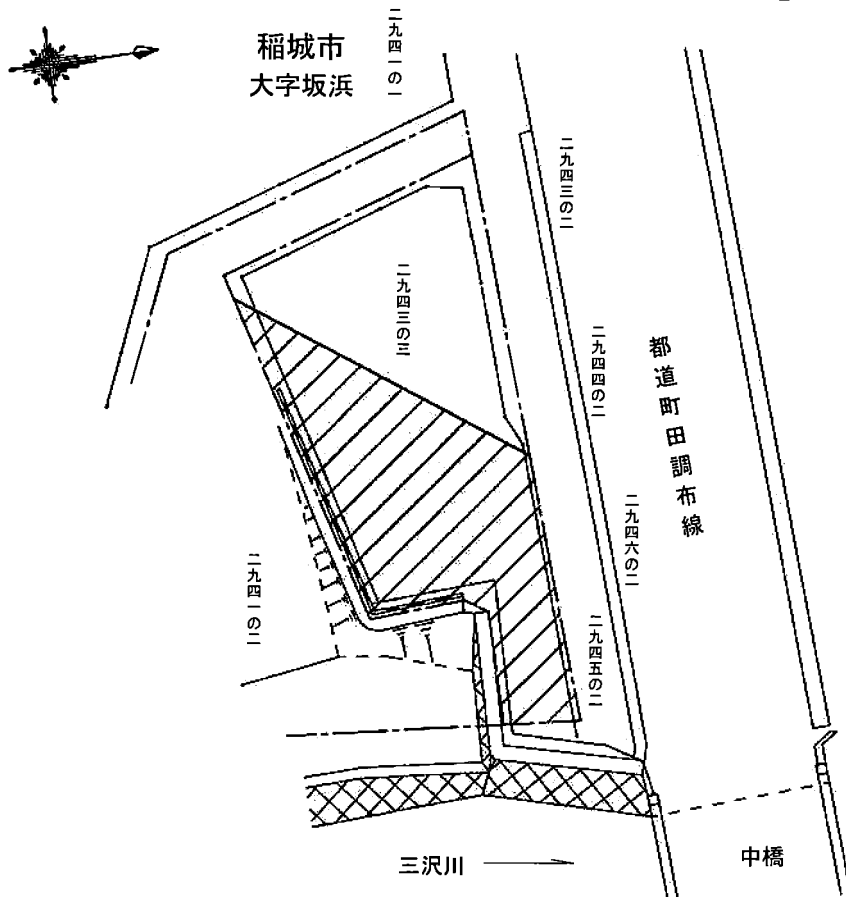
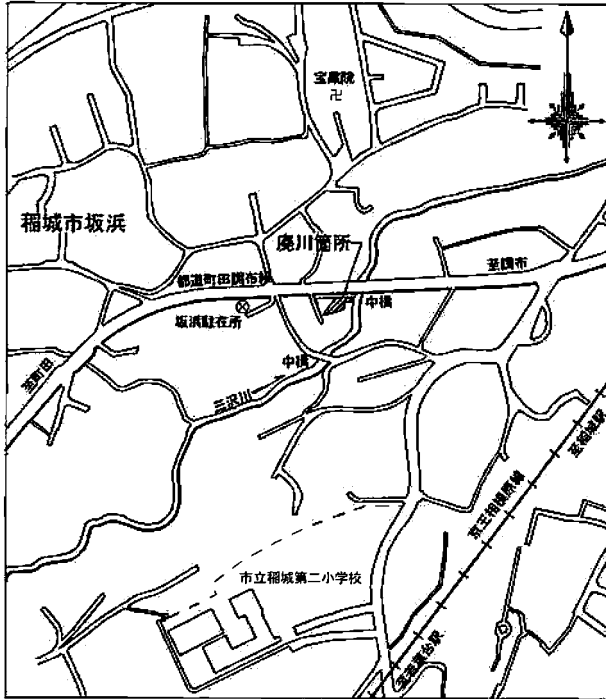
稲城市大字坂浜地内

廃川敷地等(河川管理施設を含む。)

廃川面積

一三三二・〇二平方メートル

案内図



公 告

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により清瀬市中清戸四丁目土地区画整理組合理事長並木敏雄から次に掲げる者が令和三年十二月十六日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年一月十九日

氏名 住所 東京都知事 小 池 百合子

並木 敏雄 清瀬市中清戸四丁目千九十四番地  
小寺 正 同 所千九十七番地  
横山 暁 同 所千七百七十五番地  
田中 新一 同 市中清戸五丁目五十八番地  
村山 春一 同 市中清戸四丁目千九十五番地

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により八重洲一丁目北地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名 中西不動産株式会社 取締役 山腰 正大  
住所 中央区八重洲一丁目二番一号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

日野市日野本町四丁目十五番 日野市日野本町四丁目十五番二八の一、同番三十、同番三十一並びに同番三十二及び同番三十四の各一部 松本 保志

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市竹丘三丁目千五百五十五番二、同番二地先及び千五百五十七番五 港区高輪三丁目二十二番九号 タマホーム株式会社 代表取締役 玉木 伸弥

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市南町六丁目千三百九十五番九 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市竹丘三丁目千五百四十六番三 西東京市芝久保町四丁目二十六番三 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年一月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 モリパークアウトドアヴィレッジ
- 二 店舗所在地 昭島市田中町六百十番地四ほか
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 二百五十五台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 二百五十五台
- 七 変更前の来客が駐車場を利用するに及ぶ時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで
- 八 変更後の来客が駐車場を利用するに及ぶ時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで
- 九 変更前の駐車場の数及び位置 四箇所 店舗北西側ほか

十 変更後の駐車場の数及び位置 六箇所 店舗北西側ほか

十一 変更日 令和四年八月十八日

十二 届出日 令和三年十二月十七日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 令和四年一月十九日から同年五月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画都市高速鉄道事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六條の規定により、次のとおり公告する。

令和四年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務

東京都計画画部 板橋区板橋二丁目、令和三年 建設局  
市高速鉄道事業 大山金井町、大山 十二月二 道路建  
東武鉄道東上本 東町、大山町及び 十日関東 設部

線 仲町地内 地方整備局告示第 三百十一号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六條の規定により、次のとおり公告する。

令和四年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務

東京都計画画道 板橋区大山金井町 令和三年 建設局  
路事業区画街路 及び大山東町地内 十二月二 道路建  
都市高速鉄道東 十日関東 設部  
武鉄道東上本線 地方整備局告示第 三百十三号  
付属街路第二号

東京都計画画道 板橋区大山金井町 令和三年 建設局  
路事業区画街路 及び大山東町地内 十二月二 道路建  
東京都市計画画道 板橋区大山金井町 令和三年 建設局  
路事業区画街路 及び大山東町地内 十二月二 道路建



都市高速鉄道東  
武鉄道東上本線  
付属街路第三号  
線

東京都計画道  
路事業区画街路  
都市高速鉄道東  
武鉄道東上本線  
付属街路第四号  
線

板橋区大山金井町  
及び大山東町地内

十日関東  
地方整備  
局告示第  
三百十四  
号

令和三年  
十二月二  
十日関東  
地方整備  
局告示第  
三百十五  
号

建設局  
道路建  
設部

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

